

広島県告示第三百八十四号

平成二十七年広島県告示第二百六十号（口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(略)	調理師試験	(略)	口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報等の項目	(略)	調理師試験	(略)	口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報等の項目
(略)	科目別得点、総合得点	(略)	開示する内容	(略)	科目別得点、総合得点	(略)	開示する内容
(略)	同右	(略)	開示請求ができる期間	(略)	同右	(略)	開示請求ができる期間
(略)	健康づくり推進課	(略)	開示請求ができる場所	(略)	健康対策課	(略)	開示請求ができる場所